(4)～(8)　（略）
4　（略）
(四)～(六)　（略）
二～四　（略）

附　則

この命令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

(4)～(8)　（略）
4　（略）
(四)～(六)　（略）
二～四　（略）

省　令

○文部科学省令第四十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、特別支援学校設置基準を次のように定める。

令和三年九月二十四日

文部科学大臣　萩生田光一

特別支援学校設置基準

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　学科（第三条・第四条）
第三章　編制（第五条―第十二条）
第四章　施設及び設備（第十三条―第十八条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　特別支援学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3　特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第二条　高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（次項において「都道府県教育委員会等」という。）は、二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2　専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第二章　学科

（学科の種類）

第三条　特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとする。

一　普通教育を主とする学科

二　専門教育を主とする学科

第四条　前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2　前条第二号に定める学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

一　視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科

イ　家庭に関する学科
ロ　音楽に関する学科
ハ　理療に関する学科
ニ　理学療法に関する学科

二　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科

イ　農業に関する学科
ロ　工業に関する学科
ハ　商業に関する学科
ニ　家庭に関する学科
ホ　美術に関する学科
ヘ　理容・美容に関する学科
ト　歯科技工に関する学科

三　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第六条第二項及び別表において同じ。）である生徒に対する教育を行う学科

イ　農業に関する学科
ロ　工業に関する学科
ハ　商業に関する学科
ニ　家庭に関する学科
ホ　産業一般に関する学科

第三章　編制

（一学級の幼児、児童又は生徒の数）

第五条　幼稚部の一学級の幼児数は、五人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下この条及び別表において同じ。）のうち二以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2　小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、六人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3　高等部の一学級の生徒数は、八人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第六条　特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、幼稚部にあっては、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部及び高等部にあっては、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

2　特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。